

# プレジャーボートの利用改善

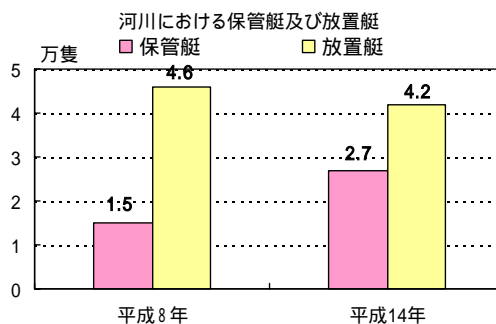
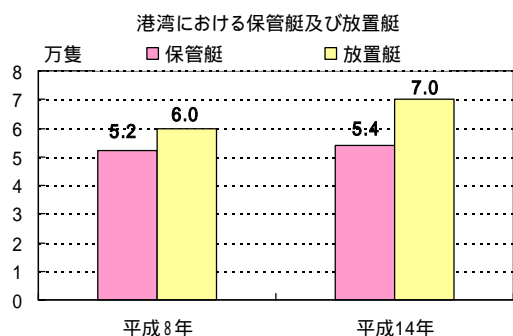
- 放置艇対策等の総合的な取組み -

## 施策の効果等

【対象施策】プレジャーボートの放置艇の解消に向けた施策

【施策の実施状況と効果】

- 国土交通省では、港湾及び河川区域において、適切な規制措置の実施と係留・保管能力の向上を両輪とした対策を推進。  
プレジャーボートの全国実態調査を港湾局・河川局・水産庁の合同で平成8年度と14年度に実施。その結果、港湾では保管艇の増加とそれを上回る放置艇の増加、河川では保管艇の大幅増と放置艇の減少を確認。  
現在、港湾では放置等禁止区域の指定、簡易な係留・保管施設の整備及び暫定係留施設の活用、河川では重点的撤去区域の設定及び暫定係留施設の設置を推進中。



放置等禁止区域の指定状況	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
	77港湾	86港湾	91港湾	108港湾

	平成12年	平成14年	
重点的撤去区域の設定状況	8河川	21河川	(2.6倍)
	28.0km	79.6km	(2.8倍)
暫定係留施設の設置状況	2河川	9河川	(4.5倍)
	15施設	139施設	(9.3倍)

港湾における保管施設の収容能力	平成8年	平成14年	
	48,300隻	53,700隻	(1.1倍)

(1.4倍)

- 放置艇を適正な保管場所へ誘導するための所有者の確知に資する施策として、小型船舶登録制度を平成14年から施行。
- 廃船となる放置艇に対する施策として次の施策を推進。
  - ・プレジャーボートの大半を占めるFRP(繊維強化プラスチック)製船舶のリサイクルシステムを平成17年11月から西日本10県で運用開始(19年度目途で全国展開)。
  - ・廃船不法投棄事犯の防止指導・取締りを推進。指導により適正処理されたもの以外のプレジャーボートの未処理廃船は過去4年間減少。



引き続き、放置艇の解消に向け、施策の一層の推進が必要。

## 主な課題

保管場所を増やし、それらへ放置艇を誘導するための施策の推進が必要。

その他、放置艇を減らすための施策の推進が必要。

保管場所確保の義務化についての検討が必要。

## 今後の対応方針

比較的早期かつ安価に設置できる簡易な係留・保管施設や陸上保管施設の整備、暫定係留施設の活用の推進。また、これら施設の利便性の向上。  
港湾における放置等禁止区域の指定の推進。

< 対策の強化に必要な方策 >  
水域管理者のモチベーションの高揚。  
水域間・関係者間の連携の強化。

水域管理者による放置艇対策への支援策の検討。

< 廃船となるような放置艇への対策 >  
FRP船リサイクルシステムの着実な展開。  
廃船不法投棄事犯の防止指導・取締りの一層の推進。

< 関連施策全体の推進 >  
定期的なプレジャーボート全国実態調査の実施と放置艇対策の検証。  
施策の具体的な目標の提示、進捗状況の客観的な把握。

将来的な導入の可能性について今後も検討。



港湾の静穏水域を活用した係留施設の整備事例(東播磨港)



河川の暫定係留施設の整備事例(新中川)